

子ども虐待死亡事例 検証報告書

平成 30 年 3 月

長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇審査部会

個人を特定する情報が含まれることから、本報告書の利用にあたっては、プライバシーに配慮するため関係者限りの扱いとし、適切に管理してください。
廃棄する際は、溶解等の適切な処理をお願いします。

目 次

1 検証について	P 2
(1) 検証の目的	
(2) 検証の方法	
2 検証の対象とした事例	P 2
3 事例の概要及び検証	P 3
(1) 事例の概要	
(2) 家庭の状況	
(3) 事例の経過	
(4) 課題と提言	
4 検証の経過	P 11

(参考資料)

○長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇審査部会 運営要領

○長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇審査部会 専門委員名簿

1 検証について

(1) 検証の目的

平成 28 年度に長野県内で発生した子ども虐待死亡事例について、可能な範囲で事実の把握・課題の抽出等の検証を行い、同様の子ども虐待の発生を防止するために提言を行う。

なお、関係機関（関係者）の当時の判断・対応などについて、その責任を追及するものではない。

(2) 検証の方法

各事例について、次のような手順で検証を行った。

- ① 部会事務局（県民文化部こども・家庭課）による関係機関への調査
- ② 調査結果の部会への報告
- ③ 把握された事実等に基づく課題の抽出
- ④ 提言内容の検討

2 検証の対象とした事例

検証した事例は次の事例である。

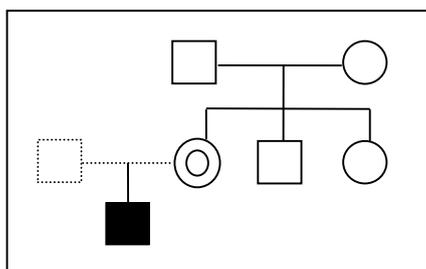
○母親（22 歳）が勤務先の事務所で出産。翌日、子どもは死亡していた。

3 事例の概要及び検証

(1) 事例の概要

- ・22歳の女性（以下、M子と記載）が、妊娠31週で妊娠届を提出したが、医療機関未受診のまま出産予定日を超過。その間、A市保健師が電話や訪問により受診勧奨すると共に、A市児童福祉担当課職員も家庭訪問に同行するが、M子の体調の把握が困難であった。M子の友人からA市に「出産したが子どもは亡くなってしまい、火葬も済ませた」とM子から聞いたとの情報が寄せられ再度家庭訪問を実施した。しかしM子から話を聞くことができなかったため、A市から地元C警察署に通報したものである。
- ・M子は両親に妊娠を隠したまま勤務先の事務所で出産後、妊娠や出産の事実の発覚を恐れ、子どもだけ事務所に置いて帰宅した。翌日、子どもは死亡したことから、一般ごみと一緒にごみステーションに持ちこんだことを述べた。
- ・M子は死体遺棄、保護責任者遺棄で書類送検されたが、後日不起訴となった。

(2) 家庭の状況



《家族構成》

- ・M子の父親（47歳）居住、就労実態不明
- ・M子の母親（49歳）パート勤務
- ・M子（22歳）風俗業
- ・M子の弟（17歳）高校生
- ・M子の妹（小5）登校状況問題なし

ア M子について

- ・3～4歳頃からてんかんのため病院受診。
- ・平成19年11月（M子：中2）、M子がドラッグストアで万引きをしたことから、警察は児童福祉法第25条に基づき児童相談所に通告。
- ・児童相談所は平成20年7月まで面接等で指導を行っていた。
- ・中学校では学習面が厳しい状況であったが、特別支援学級の利用はなし。
- ・中学卒業後は通信制の高校に進学したが、中退。
- ・平成23年には、公衆浴場のロッカー荒らし等により家庭裁判所係属。
- ・平成24年9月（M子：18歳6か月）、療育手帳B1（田中ビネー知能検査：IQ45）が交付される。

イ M子の両親について

- ・A市としては、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協と記載）に登録されている世帯ではないため、父母に関する情報はなし。M子が中学に在籍していた当時、学校に対して批判的な態度であったようだが、妹の学校からは、特に家庭状況を心配する情報はなし。

(3) 事例の経過

時期	内 容
H28/3/10 (17:30)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠届出 (A市内のK産婦人科(分娩の取扱いなし)受診(1回のみ)) 母子手帳交付(妊娠31週 予定日:H28.5.12) ・友人B(女性)と一緒にA市保健センターに来所。 (対応職員(保健師)の印象:M子は表情硬く反応薄め。判断力や行動力が不足している様子があったが、近隣に住む友人Bに促されての来所に加え、両親らとも同居中であり、サポートは得られている様子であった) ・相手の男性には妊娠について話していない。 ・出産予定病院の診察、入院予約はまだしていないとのことであり、窓口対応職員は、明日S病院へ電話し予約をするようM子に助言した。
3/11	<ul style="list-style-type: none"> ○ A市保健師がS病院へ電話 ・M子の状況を伝え、予約の有無を確認。S病院には予約は入っていない、受診歴なし。(予約が入れば病院からA市へ連絡をもらうことにした。)
3/29	<ul style="list-style-type: none"> ○ A市保健師がM子の携帯に連絡するも応答なし 3/30、4/4、14、18、20 ⇒ いずれも応答なし。 (S病院には予約入らず。S病院としては、飛び込み出産になってもわかるように外来ハイリスクリストに追加してあるとのこと)
4/22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健師からA市児童福祉担当課CWに電話(家族状況等の確認) 《児童福祉担当課から保健師へ情報提供》 ・要保護家庭のリストにはなし。 ・M子は療育手帳B1あり。H25年まで「てんかん」で自立支援医療を利用、弟もH26年まで「てんかん」で自立支医療を利用。 ・M子は窃盗により、20歳まで保護司がついていた。
4/26 (①午前中) (②16:00)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭訪問(アパート) 訪問者:保健師、児童福祉担当課CW ・玄関チャイムを押すが応答なし。 ○ 家庭訪問 訪問者:保健師、児童福祉担当課CW ・駐車場に車を止めると、弟が玄関ドアを開けたが、すぐに閉められ、玄関チャイムを押すも応答なし。 ・M子の療育手帳申請時に記載のあった自宅の固定電話は現在使われていないことが判明した。 ・妹が在籍する小学校からは、母親は子どものことで過剰に反応したり放任だったり、子どもの関わりに波があるとの情報を得る。妹に関しては欠席なく通学しており、大きな問題はなし。

<p>4/27 (19:30)</p>	<p>○ 家庭訪問 訪問者：保健師、児童福祉担当課CW</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車を止めた際、玄関ドアを開けたM子の姿を目撃したが、すぐにドアは閉められ、以後チャイムを押すも応答なし。 ・受診の促しと緊急の連絡先を記載した手紙を差し置いた。
<p>同日</p>	<p>○ 母子保健担当課：課長、係長、保健師で対応を協議。 友人Bへの連絡を試みることにする。</p>
<p>4/28</p>	<p>○ 保健師からS病院MSWへ対応経過を連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・S病院の夜間等の緊急連絡先として病棟の番号を案内するよう指示があり、院内においても病棟、医師と情報共有したことの報告があった。 <p>○ 保健師がM子に電話を入れるが応答なし。</p> <p>○ 保健師がM子の友人Bに電話 (友人Bの話)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・M子の無責任な態度に怒ったら連絡が取れなくなった。LINEを送ると既読にはなるが返事はない。「妊娠していることを家族には言いきく。何て言ったらいいかわからない。」と話していた。 <p>→M子と連絡が取れた場合は、保健師へも連絡してほしい旨協力を依頼。 友人BはA市外に転出していることを確認</p>
<p>5/6</p>	<p>○ 家庭訪問 訪問者：保健師、児童福祉担当課CW</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャイムを押しても反応なし。声をかけると弟が出てきたが、M子は不在。M子は夕方から深夜まで仕事に出ており、弟はM子の体調のことなどはわからない、との返事があった。 ・M子に渡してほしいと手紙を弟に託す。 <p>○ 保健師からS病院MSWへ状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院としては、すぐにカルテを作成できる状態にあるとのこと。
<p>5/10</p>	<p>○ 保健師がM子の携帯に電話するが応答なし。</p>
<p>5/11</p>	<p>○ 家庭訪問 訪問者：保健師、児童福祉担当課CW</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅アパート前で遊んでいた妹にお願いし、家の中にいるM子を呼んでもらったことで、M子が玄関先に出てきた。 <p>(M子との話から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事が忙しく予約の電話ができていない。出産する病院はS病院。家族には妊娠のことは話しており自分の母親が対応してくれる。出産費用、準備品は問題ない。体調も問題ない。先輩に相談しているし、困っていることはない。 ・今からでも受診するよう促すが出かける予定がある、とのことでした承しなかったため、明日、明後日中には受診するよう伝えた。 <p>(反応はするが拒否的。質問には「はい大丈夫です」との返答。)</p>

<p>5/14 ～ 5/15</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※M子の供述から</p> <p>○5月14日(土)の夜、出産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風俗業の事務所に1人で待機していた時に生まれた。出産した時に赤ちゃんは泣いて男の子だった。風俗で働いていることや妊娠していることは親には内緒にしていた。赤ちゃんを連れて帰ると親にばれて怒られると思い、15日午前2時過ぎに赤ちゃんは事務所に置いて自宅に帰った。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○5月15日(日) C警察署に通報あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量の血液が付着した寝具が捨てられている。 </div>
<p>5/16 (9:00)</p>	<p>○ 家庭訪問 訪問者：保健師、児童福祉担当課CW</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャイムを押しても反応なし。物音なし。 <p>○ S病院から保健師に電話あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日午前の時点で受診なし <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※M子の供述から</p> <p>○5月16日(月) 午後5時頃 M子出勤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所に行ったところ、赤ちゃんは生きていた。このまま事務所に赤ちゃんを置いておけば他の従業員に見つかると思い、赤ちゃんをリュックサックに詰めて事務所を出て、歩いて自宅に向かった。その途中で赤ちゃんの様子を見ると、体が冷たくなっていて死んでしまったと思った。このことがばれれば、親に怒られ、警察に捕まる、と怖くなり、赤ちゃんを捨てようと思った。 <p>○5月17日(火) 午前0時30分～午前2時頃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんの死体は他のごみと一緒にごみ袋に入れ、自宅近くのごみステーションに捨てた。 </div>
<p>5/17 (9:00)</p> <p>(16:30)</p>	<p>○ A市児童福祉担当課：処遇検討会議（出席者 課長補佐以下、課職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本家庭への今後の対応方針について <ul style="list-style-type: none"> ▶本ケースを特定妊婦として管理する（次回5月30日の会議に提出） ▶病院受診等動きがあるまでは、当面職員が交代で毎日家庭訪問し、状況確認する。 <p>○ 家庭訪問 訪問者：保健師、児童福祉担当課CW</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅アパート前で母親に会えたことから、M子の状況を確認。（母親の話） ・先日、差し置いた手紙は知らない。M子の身体や予定日のことは知って

	<p>いる。病院に連れて行こうとは思っている。引っ越しの可能性があり、忙しくしている。(受診は保健師と児童福祉担当課で対応する旨を伝えると) M子は障がいがあってコミュニケーションが難しいので、家族が対応するとの返事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親にS病院の連絡先を書いたメモを渡すが、すぐに半分に折りたたむ。 ・M子は不在とのことで会えず。 <p>○ 保健師からS病院MSWへ連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況報告 ・病院からは、今後の対応として、児相へも連絡を入れてほしいこと、訪問時の状況で救急車を要請しても構わないこと、41週を過ぎればそのまま入院となることの話が出された。 <p>○ 保健師がM子の携帯に電話をするが応答なし。</p>
5/18	<p>○ A市児童福祉担当課内の打ち合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の訪問をどのように行うか。 <ul style="list-style-type: none"> ▶先日の母親の様子から、毎日訪問しても拒否感が強くなる可能性が高い。日を置き今週は金曜日(5/20)に訪問とする。 <p>○ 保健師が助産師に相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定日の捉え方について <ul style="list-style-type: none"> ▶助産師からは、予定日の算出からそれほどのズレはないだろう。危ない状況と思われる。同行して受診促しの協力は可能との返事あり。 <p>○ 金曜日(5/20)の家庭訪問には助産師も同行することで庁内調整</p> <p>○ 保健師がM子の携帯に電話するが応答なし</p> <p>○ S病院から連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回訪問で受診に連れ出せるのであれば、救急車を要請するか、車で移送するのは、その時点で病院に連絡を入れることを確認。
5/19	<p>○ A市児童福祉担当課から児童相談所へ電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応経過の報告と今後の対応について相談 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 児相からの助言：要対協ケースで緊急度が高いと判断するのであれば、市として状況確認する必要があることを示すこと。 ・過去の児童相談所での係属について情報収集 <p>○ A市児童福祉担当課内で対応検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明日の訪問は、M子に確実に接触し状況確認するため、課職員2人体制とする。M子の状態を確認する必要があることを伝える。不在の場合や応答がない場合は、児童福祉担当課の名義で手紙を差し置く。
5/20 (10:30)	<p>○ 家庭訪問 訪問者：保健師、助産師、児童福祉担当課CW2人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャイムを押しても反応なし。物音なし。 ・児童福祉担当課からの手紙を差し置く(郵便受け)
(12:00)	<p>○ 再度訪問</p>

<p>(16:45)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手紙が郵便受けから抜かれていたことから在宅している様子があったが、応答なし。 ○ M子の友人Bから保健師に連絡あり。 ・本日の午前中、M子に子どもが生まれたのか確認するためにLINEした。「生まれたけど」のみで続きがなく、折り返しのLINEにも返信がなかった。昼頃に電話で話した。M子は「生まれたけど死産で火葬も済ませた」と泣きながら話していた。病院を聞いたが返事はなく、子どもは2,000gちょっとだったとのこと。電波の状態が悪く10分ほどで電話は切れた。 ○ 家庭訪問 ・チャイムを押しても反応なし。室内の電気は点いていない。
<p>(19:20)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再度訪問 ・電気は点いているが、チャイム、声かけにも応答なし。 ○ 対応検討 ・応答がないようであれば、警察に連絡する旨を伝えることとした。 ○ 再三に渡り玄関で呼びかけを行う。 ・車の中で妹が寝ていたことから、M子を呼んでほしいとお願いしたが、妹は自宅に入ると鍵をかけて出てこない状態になった。
<p>(19:32)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問先から児童福祉担当課へ電話を入れ対応協議 ・警察に連絡しなければならない状況であることを伝える方針とし、C警察署に連絡を入れた。 ・玄関先で警察への連絡について伝えると、M子が出てきたことから、受診を促すが拒否。このままでは警察を呼ぶことになるかと伝えると「母親と相談する」、と言い家の中に戻る。M子の腹部に膨らみはなく、5月11日のM子の様子とは明らかに体型が違っていることに職員は気づく。
<p>5/21</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ M子、S病院受診 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ S病院産婦人科受診 診断結果 ・1週間以内に出産した可能性が高い ○ M子からの聴取 ・風俗業で働いていることは家族に話していないため、妊娠がわかってからも内緒にしたまま生活していた。 </div>

*枠内は、警察捜査により判明した情報

(4) 課題と提言

ア 特定妊婦の判断とその後の対応

妊娠 31 週で医療機関初診、時間外にA市役所窓口で妊娠届を提出、相手の男性は妊娠について知らないなどの状況から、出産やその後の養育のリスクが高い状態と捉え、この時点で母子保健担当課と児童福祉担当課で情報共有、情報整理を行い、特定妊婦として捉えた対応をスタートすることが必要であった。「受診の予約はまだ入れていない」と返答する、このような状況にある妊婦は、受診予約を促す助言をしても恐らく受診には結びつかないことが想定される。友人Bのサポートが得られているとの捉えが、リスク判断に影響を与え、関係部署との共有までには至らなかったものと考えられる。

特定妊婦の場合は、早急に関係部署で共有し、必要な情報収集と対応の協議を行い、支援につなぐ工夫と努力が求められる。

*特定妊婦とは、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に認められる妊婦」と規定されており、複数のリスク要因が絡み合い、出産後の養育が極めて困難になることが妊娠中から見込まれる妊婦のこと。

イ 初回対応の重要性とキーパーソンの見極め

妊娠届は、友人Bに促されてのものでありM子自身が自発的に行動したものではなかった。更に、窓口でのM子の様子は、表情硬く、反応薄め、行動力や理解力が不足しているとの印象を対応職員は持っている。このような妊婦は、この窓口でのやりとりが適切な機関とつながる最初で最後のチャンスとなるかもしれないことを対応する機関では心得ておく必要がある。時間外に窓口を訪れ、しかも何らかの事情がありそうな若年層の妊婦に対して、ここでしか対応できない、その後はもう来なくなるかもしれないとしたら、できる限り次の支援につながるような具体的な対応策、医療機関へつなぐための複数の手立てを見い出すということが必要である。

M子の妊娠届出に付き添ってきた友人Bの存在は非常に重要であった。M子やM子の親族にコンタクトを取ることによりかなりの時間が費やされているが、M子に直接接している友人Bを通しての対応を積極的に検討することで、有効な支援策に結びついたかもしれない。M子が家族と同居であったことや、家庭に関する情報から、関係者がまず家族対応に向くことは通常ではあるが、M子は成人していることから、親というよりは友人を通しての対応もあり得たものと考えられる。

ウ 専門職としての的確な緊急性の判断

予定日は把握できていたことから、保健師は妊娠届を受理した後から、頻繁に医療機関と連絡をとっている。ハイリスクとの認識は持っていたが、予定日前日の家庭訪問では、緊急性の判断を具体的な行動（ここでは医療機関の受診）に結び付けることができなかった。受診の促しに対し、M子の「これから出かける予定がある」との言葉を最終的には受け入れている。この時点で医療機関に出産予約を入れていないことを踏まえれば、今対応する必要があることを強く打ち出すことが必要だった。家庭訪問の前に、この点の検討を行い、具体的な行動や役割分担を詰めておくことが大切である。専門職としての判断力が問われるところであり、また的確に判断し行動するための研鑽を積むこ

とが求められる。

エ 出産後の母子支援を見通した相談対応システムの必要性

M子の家族や職場の無関心さと、A市役所職員がM子に接触することが難航する中、友人Bの関わりでその後の経過が判明したものである。このようなケースは、明るみにならないまま過ぎてしまうこともあるのではないか。

無事に出産しても、その後につながる子どもの育ちにも多くの課題を抱えることになり、初回の相談の中で、出産後の支援を意識した対応ができると良い。M子の事例のような妊婦が窓口を訪れているということを、関係者はまず認識する必要がある。このような妊婦は、医療機関へのつながりが最優先の課題ではあるが、同時に、福祉面から支援の必要性を把握することが求められる。M子の事例のような妊婦に出会う窓口では、何を把握し、どのようなことを情報提供し、妊婦と生まれてくる子どもの安全のため具体的にどのように関係機関へつなぐことができるのか、高度な対応スキルと知識が求められる領域である。生まれて0日の新生児死亡を防ぐシステムの構築と人材育成が必要である。

オ 児童虐待による死亡の現状

「子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について（第13次報告）」によれば、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例は52人（心中以外）である。（厚生労働省調査）

死亡した子どもの年齢は、0歳が30人（57.7%）と最も多く、特に0歳のうち月齢0か月児が13人（43.3%）と高い割合を占めている。このことから、関係機関の連携の中で妊娠中から虐待のリスクを共有した支援を行い、妊婦が安心できる環境で出産を迎えることと生まれてくる子どもの安全を最優先にした対応ができる体制を構築することにより救える命があることを広く関係者で認識したい。

4 検証の経過

開催日	内容
平成 29 年 1 月 26 日 (平成 28 年度 第 3 回部会)	・ 事例の発生の報告
平成 29 年 3 月 9 日 (平成 28 年度 第 4 回部会)	・ 事例の調査の報告及び意見聴取
平成 29 年 7 月 27 日 (平成 29 年度 第 1 回部会)	・ 事例の検証報告書 (案) についての意見聴取
平成 29 年 10 月 18 日 (平成 29 年度 第 2 回部会)	・ 事例の検証報告書 (最終案) についての意見聴取

(参考資料)

長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
処遇審査部会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、処遇審査部会（以下「部会」という。）の運営に関し、長野県社会福祉審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(組織)

第2 部会は、5人以内で組織する。

(委員の任期)

- 第3 部会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員の任期が満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(部会長及び副部会長)

- 第4 部会に、部会長及び副部会長1名を置く。
- 2 部会長は、委員の互選により定める。
 - 3 副部会長は、部会長が指名する。
 - 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

- 第5 部会は、部会長が招集し、議長となる。
- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。
 - 4 部会長は、会議によらず、他の委員の意見を聴取したうえで議事を決することができる。この場合、部会長は決議の結果を部会に報告する。
 - 5 部会の行う調査審議の手続きは公開しない。ただし、第8に掲げる検証については、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。
 - 6 委員は、部会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(被措置児童等虐待への対応)

- 第6 部会は、被措置児童等虐待に関する通告又は届出を受理するものとする。
- 2 部会は、前項の通告又は届出を受理した場合は、知事へ通知するものとする。
 - 3 県こども・家庭課長若しくは児童相談所長は、被措置児童等虐待に係る通告、届出、通知又は相談を受け、事実確認等や被措置児童等の保護等の措置を講じた場合は、部会に報告するものとする。
 - 4 部会は、前項の報告を受けたときは、その報告に係る事項について、知事に対し、意見を述べるものとする。
 - 5 部会は、前項の事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めるものとする。

(調査審議)

第7 児童又はその保護者の処遇に関する事項として、部会が調査審議するものは、次に掲げる場合とする。

- (1) 児童相談所の予定している措置と児童又は保護者の意向が一致しないとき。
 - (2) 児童相談所長が、措置決定又は措置決定後の援助について、法律や医療等の幅広い分野における専門的な意見を求める必要があると判断する場合や、児童又は保護者の意向の確認が不可能又は困難なため、児童の最善の利益を確保する上でより客観的な意見を求める必要があると判断する場合等。
 - (3) 児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合を除き、保護者の意向に反して2か月を超えて一時保護を行うとき、及び引き続き一時保護を行い2か月を経過すること。
- 2 前項の事項について、緊急を要する場合で、あらかじめ部会の意見を聴くいとまがないときは、事後に部会に報告するものとする。
- 3 部会は、特に必要があると認めるときは、児童、保護者その他の関係者に対し、調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検証)

第8 部会は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために検証を行うものとする。

- 2 前項の検証を行うために、部会に報告を求める対象範囲は、次に掲げる場合とする。
- (1) 立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況。
 - (2) 児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等。具体的には県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例(心中を含む)全てを対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例(車中放置、新生児遺棄致死等)であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする。

(庶務)

第9 部会の庶務は、県民文化部こども・家庭課において行う。

附 則

この要領は、平成10年6月4日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月22日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に就任している委員及び新たに補欠のため就任する委員の任期は、第3の1の規定に関わらず、平成17年4月30日までとする。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年6月28日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

**長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
処遇審査部会 専門委員**

任期：平成 26 年 5 月 1 日～平成 29 年 4 月 30 日

氏名	所属	備考
上鹿渡 和宏	長野大学社会福祉学部 教授（児童精神科医）	
高野尾 三穂	長野県弁護士会 高野尾法律事務所 弁護士	部会長
竹村 一枝	長野県児童福祉施設連盟 松本赤十字乳児院 家庭支援専門相談員	
増田 英子	増田医院 副院長（小児科医）	副部会長
吉田 アイ子	「うごく保健室」主宰 （元小中学校養護教諭）	

* 所属は平成 29 年 4 月時点

任期：平成 29 年 5 月 26 日～平成 32 年 5 月 25 日

氏名	所属	備考
青木 恵里子	グリーンボックス法律事務所 弁護士	
上鹿渡 和宏	長野大学社会福祉学部 教授（児童精神科医）	部会長
増田 英子	増田医院 副院長（小児科医）	副部会長
宮尾 聡	社会福祉法人 長野市社会事業協会 にじいろキッズらいふ篠ノ井・にじい ろキッズらいふ篠ノ井北 所長	
吉田 アイ子	「うごく保健室」主宰 （元小中学校養護教諭）	

<問い合わせ先>

長野県県民文化部こども・家庭課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL : 026-235-7099

FAX : 026-235-7390

E-mail : kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp